

新法紹介

- 1 「中華人民共和国独占禁止法」 (2022年改正)
- 2 「モバイルアプリ情報サービス管理規定」 (2022年改正)
- 3 「インターネットユーザーアカウント情報管理規定」
- 4 「データ越境安全評価弁法」

1 「中華人民共和国独占禁止法」 (2022年改正)

「中華人民共和国独占禁止法」 (2022年改正) は、2022年6月24日に第13期全人代常務委員会の第35回会議にて可決・公布され、同年8月1日より施行される。同法の改正は、2008年に制定されてから14年を経て初めての改正となった。今回の改正には、主に①競争政策の基礎的地位及び公平競争審査制度の明確化、②独占禁止に関する制度・規則の更なる整備、③独占禁止の法執行権限等の更なる強化、④法律責任の整備、処罰の強化、違反行為に対する罰金金額の引き上げ等が含まれる。

そのうち、特に②については、今回の改正においていくつかの新しい制度が整備されている。まず、事業者 (同法第9条) 並びに市場支配的地位を有する事業者 (同法第22条) は、データ及びアルゴリズム、技術及びプラットフォーム規則等を濫用し、競争を排除・制限する行為に従事してはならないとされている。そして、垂直的独占合意に関しては、事業者が競争を排除・制限する効果を有しないことを証明できた場合には事業者間の合意を禁止しないと定められた (同法第18条2項)。更に関連市場における市場シェアが国務院独占禁止法執行機関の定める基準を下回ることを証明でき、かつ、国務院独占禁止法執行機関の定めるその他の条件に合致する場合は事業者間の合意を禁止しないという「セーフハーバー」制度も同法第18条3項にて定められている。加えて、事業者集中の審査期間に関しては、同法第32条にて事業者が規定に従って文書、資料を提出しなかったことにより、審査業務を行うことができない場合、又は事業者集中の審査に重大な影響を及ぼす新たな状況、新事実が出現し、事実確認をせずに審査業務を行うことはできない場合等に、国務院独占禁止法執行機関は事業者集中審査機関の審査期間の進行を中断できるとする「stop the dock」制度が構築されている。

このほか、④については、今回の改正により、同法に違反する行為に対する罰金の金額が大幅に引き上げられ、また独占合意を結んだ事業者の法定代表者、主要責任者及び直接責任者に対する個人に対する行政処罰規定も追加されている。例えば、事業者集中の未申告等への過料金額の上限が従来の50万元から前年度売上10%以下に大幅に引き上げられている。また独占合意、市場支配的地位の濫用及び事業者集中のいずれを問わず、情状が特に重い場合には元の罰金が2倍以上、5倍以下に引き上げられる条項が追加されている。更に本法違反による刑事責任も追記されており、企業にとっては同

法違反のリスクに対して今まで以上に慎重な対応が求められると予想される。

URL : <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202206/e42c256fa704949cdfabf374a3595.shtml>

(全人代常務委員会2022年6月24日公布、同年8月1日施行)

2 「モバイルアプリ情報サービス管理規定」 (2022年改正)

「モバイルアプリ情報サービス管理規定」 (2022年改正) は、国家インターネット情報弁公室によって、2022年6月14日に改正・公布され、同年8月1日より施行される。本改正規定は、中国域内においてアプリ情報サービスを提供し、又はインターネットアプリストア等アプリ配信サービスを取り扱う場合に適用される。2016年に公布・施行された規定と比べ、本改正規定は合計5章、27条から構成されており、アプリサービス提供者とアプリ配信プラットフォームにそれぞれの責任を負わせる旨を規定している。ポイントとしては、まずアプリサービス提供者を対象とした、①データ取扱コンプライアンス義務 (データセキュリティ保護義務、クリック・ファーム等偽のデータ通信量の規制義務、個人情報保護義務、未成年者保護義務)、②情報リスク管理義務、③主体資格の要求 (インターネットニュース提供に関わる資格等)、④実名制実施の要求等が挙げられる。次に、アプリ配信プラットフォームに対しては、①届出及び分類管理制度の実施義務、②プラットフォームのアプリサービス提供者に対する審査及び管理義務等が要求されている。また、主管部門と監督管理の職責分担に関しては、本改正規定第3条によれば、国家ネットワーク情報部門が全国におけるアプリ情報内容について監督・管理の職責を担い、地方のネットワーク情報部門が所在地の域内において監督管理の職責を担当するとされている。

URL : http://www.cac.gov.cn/2022-06/14/c_165682162645324.htm

(国家インターネット情報弁公室2022年6月14日公布、同年8月1日施行)

3 「インターネットユーザーアカウント情報管理規定」

2022年6月27日、国家インターネット情報弁公室は、「インターネットユーザーアカウント情報管理規定」を発表し、同年8月1日より施行することとした。本規定は、インターネットユーザーアカウント情報の管理を強化し、国家安全及び社会公共利益を守り、国民・法人・その他の組織の合法的権益を保護し、インターネット情

報サービスの健康的発展を促進することを目指すために出されたと
思われる。本規定は、アカウント情報の登録及び利用規範を明確に
し、インターネット情報サービス提供者に対してインターネットユ
ーザーアカウント情報に関する管理ルールやプラットフォーム規則
を制定・公開させ、アカウント情報の登録、利用及び管理に關連す
る権利義務を明確にしている。そして本規定は、更にアカウント情
報管理のルールを明確にし、インターネット情報サービス提供者に
対してアカウント情報の管理者としての責任を負わせ、提供するサ
ービスの規模に応じて専門家と共に技術能力を向上、整備するよう
要求している。また本規定では、インターネット情報サービス提供
者に対して、真実身分情報の認証、アカウント情報の検証、情報内
容の安全、個人情報保護等の管理制度の構築・完備、クレーム受付、
識別、対応、フィードバック等スキームの完備、インターネットユ
ーザーアカウントに関する信用管理体系の構築・完備が求められて
おり、法律・規則に違反しアカウント情報を登録・利用する場合に
相応する措置を取り扱う必要があると規定されている。

URL: http://www.cac.gov.cn/2022-06/26/c_1657868775042841.htm

(国家インターネット情報弁公室2022年6月27日公布、同年8月1日
施行)

4 「データ越境安全評価弁法」

国家インターネット情報弁公室は、2022年7月7日に「データ越境
安全評価弁法」を発表し、同年9月1日より施行することにした。本
弁法は合計20条から構成され、主にデータ越境移転の安全評価を巡
り、その適用範囲、条件及び手続を定めることにより、データ越境
移転の安全評価の作業についてより具体的なガイドラインを示した
ものといえる。

まず本弁法は、データ取扱者が中国域内での運営において収集・
発生したデータを中国域外へ提供する行為に適用されると規定され
ている。そして本弁法第4条では、データ取扱者が国家のネットワ

ーク情報部門に対してデータ越境安全評価を申請する条件を列挙し
ている。具体的には、①データ取扱者が重要データを中国域外へ提
供する場合、②重要情報インフラ運営者（CII）及び100万人以上
の個人情報を取り扱うデータ取扱者が中国域外へ個人情報を提供す
る場合、③前年度の1月1日から、累計で10万人の個人情報又は1万
人のセンシティブ個人情報を中国域外へ提供していたデータ取扱者
が域外に個人情報を提供する場合、④国家ネットワーク情報部門が
規定するその他の場合のいずれかに該当するとき、本弁法に従い安
全評価を申請しなければならないとされている。

次に、データ越境安全評価の申請手続に関しては、①自己リスク
評価を実施する、②省レベルのネットワーク情報部門に対して評価
申請に要する書類・資料を提出した上で、省レベルのネットワーク
情報部門を経由して国家ネットワーク情報部門により受け付ける、
③国家ネットワーク情報部門が申請状況に応じて国务院の関連部門、
省レベルのネットワーク情報部門並びに専門機構等と合わせて安全
評価を実施する、④通常、受付を通知した日から45日以内に安全評
価を完成し、評価結果を申請者へ通知する、⑤安全評価に合格した
ら2年間の有効期限が認められる、という基本の流れになる。

更に本弁法には、自己リスク評価で必要な重点的評価事項（第5
条）、行政当局による安全評価の重点的評価事項（第8条）、越境
移転に関する契約で約定が必要とされる条項（第9条）、安全評価
に関する再申告の条件（第14条）が設けられており、中国で販売活
動を拡大する日本企業にとっては注意が必要と思われる。

なお本弁法第20条は、本弁法の施行前に既に展開されたデータ越
境移転活動について、施行日から6ヶ月以内に本弁法に適合しない
部分については是正を完了しなければならないとされており、既に越
境を実施している企業にとっては見直しが必要なポイントといえる。

URL: http://www.cac.gov.cn/2022-07/07/c_1658811536396503.htm

(国家インターネット情報弁公室2022年7月7日公布、同年9月1日施
行)

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス: info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス
を構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定し
たものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依
拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。